

湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(学校給食費の月額)</p> <p>第4条 条例第5条の規則で定める額は、学校給食を受ける児童の保護者等は児童1人につき<u>4,200円</u>とし、教職員その他学校給食を受ける者は<u>4,980円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校給食費の月額)</p> <p>第4条 条例第5条の規則で定める額は、学校給食を受ける児童の保護者等は児童1人につき<u>3,000円</u>とし、教職員その他学校給食を受ける者は<u>5,500円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の規定は、令和7年度以後の学校給食費について適用し、令和6年度までの学校給食費については、なお従前の例による。</p>	